

山梨県公報

号外第二十八号

平成二十八年

四月二十八日

木曜日

目次

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人星野正司から監査の結果に関する報告があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十八日

山梨県監査委員	小野浩
同	小泉久
同	渡邊英
同	白壁賢一

包括外部監査結果報告書

平成28年3月28日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 星野正司

第一章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

II. 選定した特定の事件(テーマ)

山梨県の実施する地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について

III. 事件(テーマ)を選定した理由

現在、我が国の人口は減少を続けており、また、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成25年3月)」によれば、山梨県の人口も減少することが推計されている。

山梨県の人口減少の原因として、主に、県内に雇用の機会が少ないことによる首都圏等県外への就学・就職が挙げられ、人口減少を防ぎ、人口の維持を図るためには、県内の更なる産業振興策が必要不可欠である。

有効な産業振興策のためには、まず、産業政策におけるブランドデザインを策定し、県の産業振興を計画的・戦略的に進めていくことが必要である。

成長産業の育成や促進のためには、産学官連携により、最先端の技術を生み出す大学、研究機関が核となり、そこから創出された技術を大学発ベンチャーや研究機関からのスピンアウト、県外からのベンチャー企業の誘致等で事業化し、さらに、こうしたベンチャー企業の事業の拡大、製品の量産化に向け、産業を支える中小企業の集積と連携を推進していくことが効果的である。

また、県内の地域資源であるぶどう、桃等の農林水産業資源、ミネラルウォーター等の天然資源、富士山、八ヶ岳等の観光資源を活用した産業の活性化も、山梨県の産業発展に寄与するものと考ええる。

県では、「山梨県総合計画(暫定計画)」(平成27年6月)において、「本県経済と雇用を支える基幹産業の発展」「地域資源を生かした個性豊かな産業の創出」が取組の方向として、また「ダイナミックやまなし総合計画(素案)」(平成27年9月)において、それらは課題として示されており、新産業の創出や地域産業の創出は重要施策として位置づけられている。

このように、産業振興策が、県の重要課題であり、県民の関心も特に高いと考えられ

ることから、今年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

IV. 対象部署

- (1) 産業労働部産業政策課
- (2) 産業労働部成長産業創造課
- (3) 産業労働部商業振興金融課
- (4) 産業労働部地域産業振興課
- (5) 産業労働部産業集積課
- (6) エネルギー局エネルギー政策課
- (7) 観光部観光企画・ブランド推進課
- (8) 観光部観光振興課
- (9) 観光部国際交流課
- (10) 農政部果樹食品流通課
- (11) 農政部農産物販売戦略室
- (12) 企画県民情報産業振興室
- (13) 公益財団法人やまなし産業支援機構
- (14) 山梨県信用保証協会
- (15) 山梨県工業技術センター
- (16) 山梨県富士工業技術センター

V. 対象期間

原則として平成 26 年度とし、必要に応じて平成 25 年度以前も対象とした。

VI. 監査の方法

1. 重点及び着眼点

- (1) 産業振興関連事業が山梨県の実態に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか
- (2) 産業振興関連事業に関する契約の管理、各種事務手続など、経済性、効率性、有効性、法令等への準拠性に問題はないか
- (3) 関連の出資法人における実施事業の管理及び財産の管理等が適切に行われているか
- (4) 産業振興を推進するにあたって関連する部局等との連携が十分図られているか

2. 主な監査手続

- (1) 諸規程、果作成各種資料の閲覧
- (2) 関係者（担当職員等）への質問
- (3) 管理資料の閲覧と内容検討
- (4) 施設の視察
- (5) その他必要と認めた手続

VII. 実施期間

平成 27 年 8 月 3 日から平成 28 年 3 月 18 日まで

VIII. 従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 星野 正司

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 加藤 暢一	公認会計士 竹村 直紀
公認会計士 天野 清彦	公認会計士 川崎 勲
公認会計士 平賀 孝	公認会計士 鳥山 正一
公認会計士 深沢 英貴	公認情報システム監査人 獅山 宙紀
公認会計士 丸山 裕樹	専修大学教授 鹿住 倫世
公認会計士 樋川 初美	

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果及び意見

この報告書においては、
 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。
 また、文中で他の自治体の取り組みを紹介しているが、これらは、公表されているものを引用したものである。

1. 産業振興に関する状況

1. 国の状況と対策

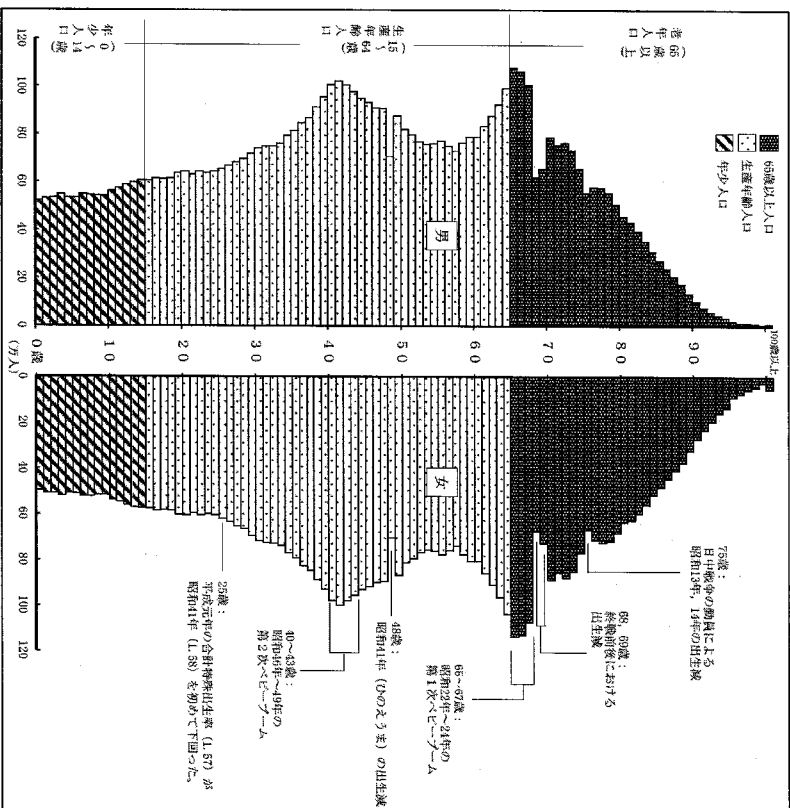
(1) 人口動向と企業推移

① 人口動向

総務省統計局の「人口推計（平成27年6月1日現在）」によると、平成27年6月1日現在の我が国の総人口（日本に常駐している外国人を含む。）は、1億2,692万人で、前年に比べ減少幅は減少したものの、4年連続で大きく減少している。65歳以上の高齢人口は、過去最高の3,860万人となり、高齢化率（高齢人口の総人口に対する割合）は26.5%と過去最高となっている。

人口の年齢構造をピラミッドに表すと、各年代の社会情勢の影響をうけた出生と死亡の変動が明らかになり刻まれている。戦後の昭和22年から24年生まれの第1次ベビーブーム期と46年から49年生まれの第2次ベビーブーム期の2つの膨らみ特徴的であり、その後は出生数の減少でピラミッドの裾は年々狭まっている。

図表1-1 (1) ① 我が国の人口ピラミッド（平成26年10月1日現在）



（出典：「人口推計（平成26年10月1日現在）」（総務省）より抜粋）

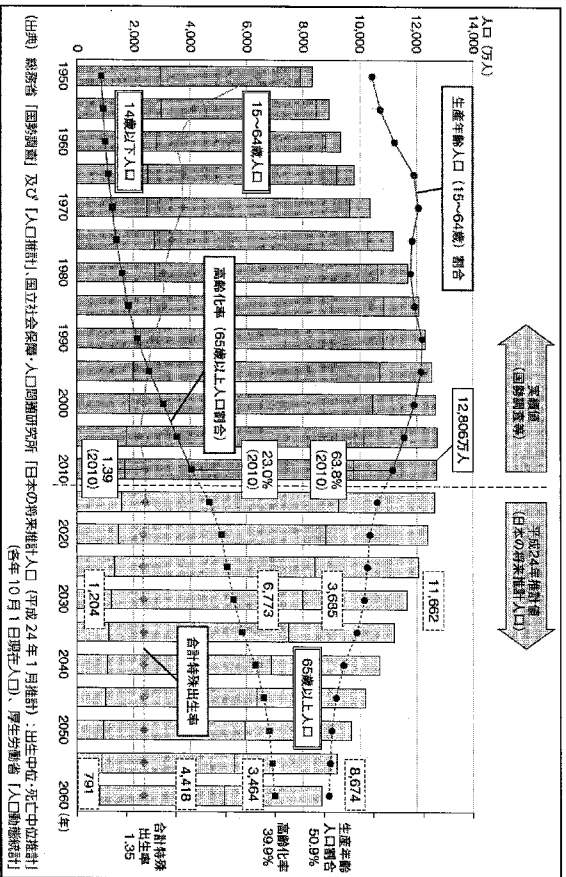
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計では、今後、我が国の総人口は、平成42年の1億1,662万人を経て、平成60年には1億人を割って9,913万人となり、平成72年には8,674万人になるものと見込まれている。

また、生産年齢人口（15～64歳の人口）は、平成22年の63.8%から継続して減少しており、今後も、平成29年には60%台を割った後、平成72年には50.9%になると推計されている。一方、高齢人口（65歳以上の人口）は、年々増加傾向にあり、平成22年には2,948万人に達し、今後、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に入った後の平成54年には3,878万人とピークを迎える。その後は一貫して減少に転じるが、平成72年の高齢人口は3,464万人と依然として高い水準が継続することが

見込まれている。

高齢化率（高齢人口に対する割合）を見ると、平成22年の23.0%から、平成25年には25.1%となり、4人に1人が65歳以上となっている。今後、50年後の平成72年には39.9%と推計され、2.5人に1人が65歳以上となることが見込まれている。

図表1-1(1) ② 我が国の人口推移



(出典：「平成24年度版 情報通信白書」(総務省) より抜粋)

② 企業推移

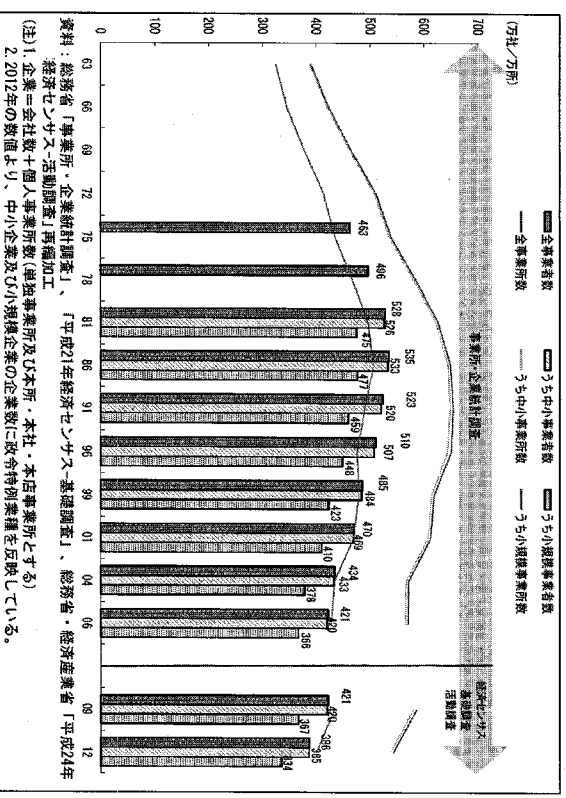
ア. 事業者数、事業所数の現状

中小企業庁「2015年版中小企業白書／小規模企業白書について(本文概要案)」によると、図表1-1(1) ③のとおり、我が国の事業者数および事業所数は、1986年までは増加傾向であった。しかし、それ以降は減少に転じて、長期に渡って減少傾向にある。中小企業・小規模事業者の企業数も減少が続いており、直近の3年間(2009～2012年)では約35万者減少(約8.3%減少)している。

また、中小企業庁「2015年版中小企業白書／小規模企業白書について(本文概要案)」の設立年別の小規模事業者数の分布によると、図表1-1(1) ④のとおり、現在事業

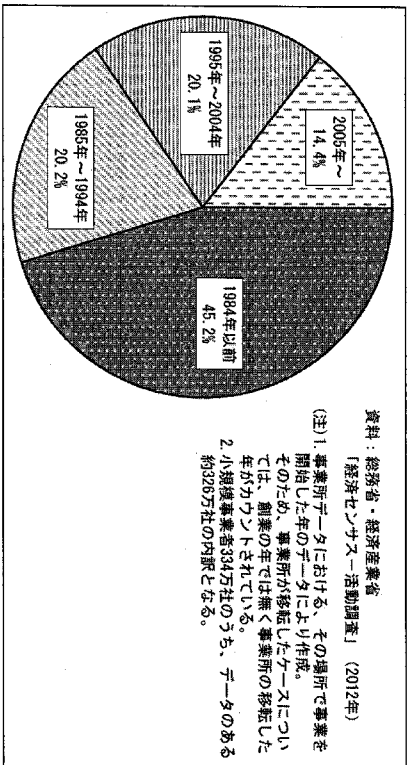
を営んでいる小規模事業者のうち、1984年以前に設立された者が5割弱を占め、2005年以降に設立された者は2割にも満たない状況である。さらに、中小企業庁「2014年版中小企業白書について(本文)」の経営者の年齢階級の分布によると、図表1-1(1) ⑤のとおり、人口減少・高齢化が進行する中で、経営者も高齢化し、これまでと比較しても70歳以上の年齢階級が最も高くなっている。

図表1-1(1) ③ 我が国の事業者数、事業所数の推移



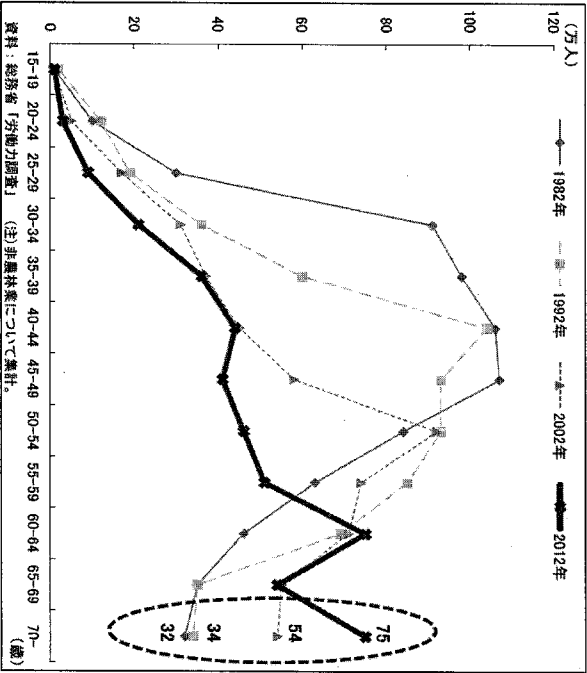
(出典：「2015年版中小企業白書／小規模企業白書について(本文概要案)」(中小企業庁) より抜粋)

図表 I-1 (1) ④ 設立年別の小規模事業者数の分布



(出典：「2015年版中小企業白書／小規模企業白書について(本文概要案)」(中小企業庁)より抜粋)

図表 I-1 (1) ⑤ 年齢階級別 自営業主の分布 (年別)



(出典：「2014年版中小企業白書について(本文)」(中小企業庁)より抜粋)

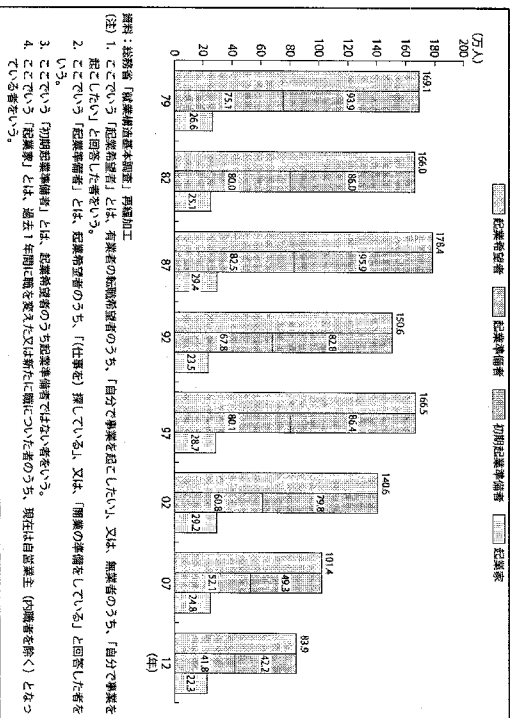
イ. 起業希望者数、起業家数の推移

「ア. 事業者数、事業所数の推移」で見えたように、我が国の経済・社会構造の変化、及び経営者の高齢化の進展に伴い、中小企業・小規模事業者数は年々減少してきている。地域経済を支えてきた中小企業・小規模事業者数の減少は、地域の活力の低下をもたらす懸念がある。ここでは、中小企業庁「2014年版中小企業白書」に基づき、我が国の起業の現状を紹介していく。

図表 I-1 (1) ⑥は、我が国の起業の担い手の数について経年推移を見たものであるが、起業希望者は、1997年以降、減少傾向にあり、2007年及び2012年に激減している。こうした起業希望者の減少は、「起業天国」を目指す我が国にとって看過しがたい事実であり、早急な対策が求められる。

一方で、起業家数は大きく変化しておらず、1979年から2012年にかけて穏やかな減少傾向にはあるものの、毎年20万人から30万人の起業家が一贯して誕生している。つまり、起業希望者は大きく減少する一方で、起業家数は起業希望者ほど大きく減少していないのである。

図表 I-1 (1) ⑥ 起業の担い手の推移



(出典：「2014年版中小企業白書」(中小企業庁)より抜粋)

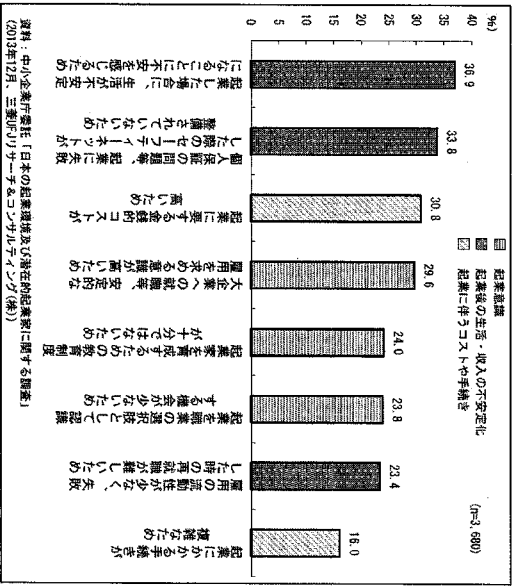
また、起業に関心のある者に対して、我が国の開業率が低い理由として考えられるものを調査した結果によると、図表 I-1 (1) ⑦のように、大きく三つの理由、課題に

分類することができる。

一つ目の理由・課題は、「起業家を育成するための教育制度が十分ではない」、「大企業への就職等、安定的な雇用を求める意識が高い」、「起業を職業の選択肢として認識する機会が少ない」といった「起業意識」に関するものである。二つ目の理由・課題は、「起業した場合に、生活が不安定になることに不安を感じる」、「個人保証の問題等、起業に失敗した際のセーフティネットが整備されていない」、「雇用の流動性が少なく、失敗した時の再就職が難しい」といった「起業後の生活・収入の不安定化」に関するものである。三つ目の理由・課題は、「起業に要する金銭的コストが高い」、「起業にかかる手続きが煩雑」といった「起業に伴うコストや手続き」に関するものである。

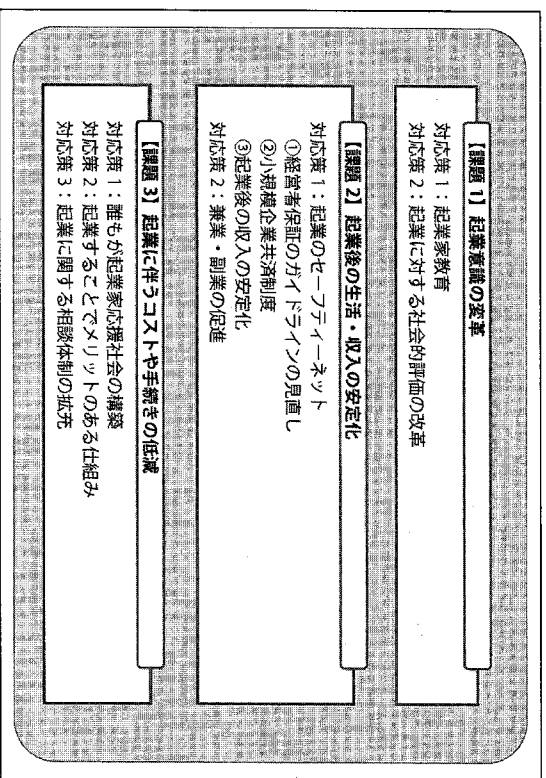
「起業意識」を変革していくためには、起業に関心を持ってもらうべく、義務教育段階から起業家に接するといった起業家教育や、リスクは低く満足度は高い起業家も多いうことを周知することが必要である。また、「起業後の生活・収入の安定化」のためには、経営者保証制度や小規模企業共済といったセーフティネットの充実、兼業や副業をより促進していくことが必要である。さらに、「起業に伴うコストや手続きの低減」のためには、既存企業群が起業家を育てる「誰もが起業家応援社会の構築」や、起業することでもメリットがある仕組みの構築、先輩起業家や民間支援機関も巻き込んだ相談体制の充実が求められる(図表1-1(1)⑧参照)。

図表1-1(1)⑦ 我が国の開業率が低い理由として考えられるもの



(出典：「2014年版中小企業白書」について(本文) (中小企業庁) より抜粋)

図表1-1(1)⑧ 「起業大国」に向けた三つの課題と対応策



(出典：「2014年版中小企業白書」(中小企業庁) より抜粋)

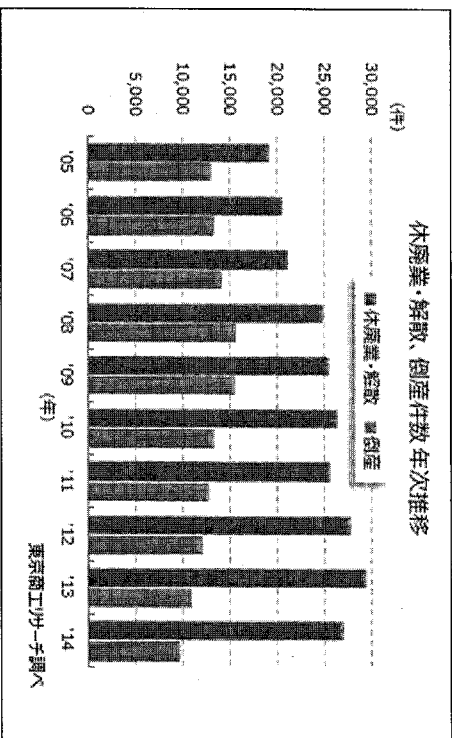
ウ. 休廃業・解散、倒産件数の推移

㈱東京商工リサーチHP「全国企業倒産状況」によると、大企業、中小企業・小規模事業者を含めた倒産件数は、平成 26 年は 9,731 件となっており、前年比 10.3%減少(1,124 件減少)で、平成 20 年のリピーン・ショック後の大幅な倒産件数の増加以降、6年連続で前年を下回っている。倒産件数が 10,723 件であった平成 3 年以来、23 年ぶりに 10,000 件を下回る低水準となっている。

このように最近では、倒産件数の鎮静化が見られる一方で、休廃業・解散件数は、平成 26 年は 2 万 6,999 件(前年比 8.2%減、前年 2 万 9,414 件)となり、アベノミクス効果による景気回復機運も影響して 3 年ぶりに前年を下回ったものの、過去 10 年間で 3 番目に多い件数であり、依然として高い水準で推移している(図表 1-1(1)⑨参照)。

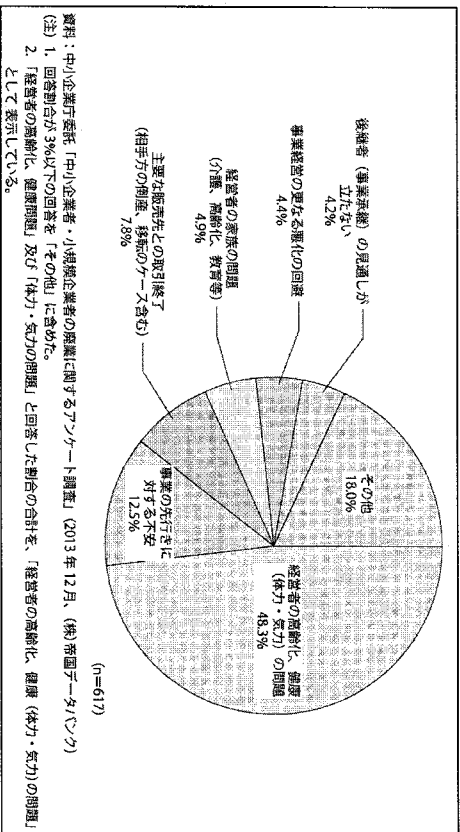
中小企業庁「2014年版中小企業白書」について(本文)によると、廃業を決断した理由として、「経営者の高齢化や健康問題」を理由とする者が約 5 割、「事業の先行き不安」が約 1 割を占めており、後継者問題や業績のジリ貧を理由としてやむなく事業継続を断念する企業が依然として多いことを浮き彫りにしている(図表 1-1(1)⑩参照)。

図表 I-1 (1) ㉑ 休業業・解散・倒産件数の推移



(出典：㈱東京商工リサーチ HP「2014年休業業・解散企業動向調査」より抜粋)

図表 I-1 (1) ㉒ 休業を決断した理由



資料：中小企業庁委託「中小企業者・小規模企業者の休業に関するアンケート調査」(2013年12月、㈱東商リサーチ)
 (注) 1. 回答割合が3%以下の回答を「その他」に含めた。
 2. 「経営者の高齢化・健康問題」及び「体力・気力の問題」と回答した割合の合計を、「経営者の高齢化・健康 (体力・気力)の問題」として表示している。

(出典：「2014年版中小企業白書」(中小企業庁)より抜粋)

(2) 産業振興に関連する状況

- ① 我が国が推進する地域産業振興の状況
- ア. 新産業創造戦略

我が国では、2004年5月に「新産業創造戦略」を策定した。この戦略は、企業における構造調整の進展、新規事業に係る設備投資の活性化、デジタル家電などのイノベーションによる需要喚起などが見られるようになった現状を踏まえ、これらの動きを確固たる動きとするため、産業構造の将来展望を踏まえた、セミクロの好循環の形成、加速化を目指した産業政策の確立を目指すものである。振興すべき産業分野としては、「先端的な新産業分野」「市場ニーズの拡がりに対応する新産業分野」「地域再生の産業分野」を挙げている。

イ. 新経済成長戦略

国は、「新産業創造戦略」に続いて2006年6月に「新経済成長戦略」を策定した。この戦略は、我が国が、主要先進国で戦後初めて継続的に人口が減少するという逆風の下でも「新しい成長」が可能であることを示すため、イノベーションが新たな需要を生み、需要が新たなイノベーションを生むといった「イノベーションと需要の好循環」やGDPの7割を占めるサービス産業を製造業とともに経済成長の「双発エンジン」とすること等を提唱している。また、そのために「強い日本経済」の再構築が優先課題であるとして、「国際競争力の強化」と「地域経済の活性化」の重要性を強調している。

なお、「新経済成長戦略」の具体化のために、政府・与党(財政・経済一体改革会議)によって、2006年7月に「経済成長戦略大綱」が策定され、2007年に3つの法律(産業界再生特別措置法等の一部を改正する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法)、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法))が制定された。

また、「新経済成長戦略」の策定後、2年余りの間に起きた世界的な産業構造の激変を踏まえて、「新経済成長戦略」の抜本的な見直しが行われ、2008年9月に「新経済成長戦略2008改訂版」が策定された。改訂版では、最大の環境変化である「資源高に伴う交易条件の悪化」を克服するため、(1)「資源生産性」の抜本的向上に集中投資して、資源高時代、低炭素社会の勝者になる、(2)製品・サービスの高付加価値化に向けてイノベーションの仕組みを強化するとともに、グローバル化を徹底し、世界市場を獲得するという二つの基本戦略を打ち出した。

ウ. 地域クラスター計画

国が推進する地域クラスター計画として、「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」が挙げられ、両者は相互に連携して進められている。

(A) 産業クラスター計画

「産業クラスター計画」は、地域産業活性化の取り組み支援として、経済産業省の主導により2001年度から推進されている。この計画は、我が国の産業競争力の強化を図るため、世界市場を目指す地域の企業や大学等からなる産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、経済産業省の地域関連施策を総合的・効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指すものである。

経済産業省 HP によると、産業クラスター計画の目標レンジは下記の通りである。

第Ⅰ期 (2001～2005年) 産業クラスターの立ち上げ期

クラスターの実態と政策ニーズを踏まえて、国が中心となって進める産業クラスター計画プロジェクトとして20程度を立ち上げ、自治体が独自に展開するクラスターと連携しつつ、産業クラスターの基礎となる「顔の見えるネットワーク」を形成する。

第Ⅱ期 (2006～2010年) 産業クラスターの成長期

引き続きネットワークの形成を進めるとともに、具体的な事業を展開していく。また、同時に企業の経営革新、ベンチャーの創出を推進する。なお、必要に応じて、プロジェクトの見直し、新たなプロジェクトの立ち上げを柔軟に行う。

第Ⅲ期 (2011～2020年) 産業クラスターの自律的発展期

ネットワークの形成、具体的な事業展開を更に推進していくとともに、産業クラスター活動の財政面での自立化を図っていく、産業クラスターの自律的な発展を目指す。

(a) 文部科学省「知的クラスター創成事業」との連携

(経済産業省地域経済産業グループ「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括 (平成23年8月)」より引用)

文部科学省では、平成14年度から地域経済の活性化を図ることを目的に大学等の研究機関の知の集積を活用した密接な産学官連携により、世界レベルのイノベーションの

創出を目指す「知的クラスター創成事業」(詳細は後述する。)を実施しており、経済産業省と文部科学省の両省では「クラスタージャパン」や「地域クラスターセミナー」を共催することにより、それぞれのクラスター関係者の交流を促進するとともにクラスター活動における成果や課題等を共有することで、より一層の活動の高質化、活性化を図ってきた。

また、一部の地域では、知的クラスター創成事業におけるシーズ開発等の成果を産業クラスター計画プロジェクトへ橋渡しすることにより事業化・製品化を行う等産業クラスター計画プロジェクトと知的クラスター創成事業との連携により、研究開発から事業化までの一貫した取組が行われてきた。

図表 I-1 (2) ① 知的クラスターとの連携事例

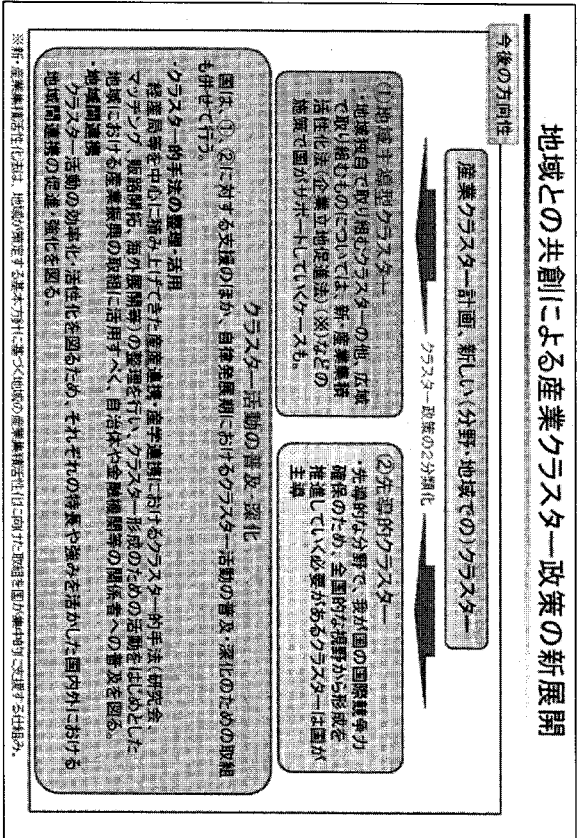


(出典：経済産業省地域経済産業グループ「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括 (平成23年8月)」より抜粋)

(b) 産業クラスター計画の今後の方向性

経済産業省 HP によると、産業クラスター計画の今後の方向性は下記の通りである。

図表 I-1 (2) ② 地域との共創による産業クラスター政策の新展開



※新・産業集積活性化政策、地域の集積する基本方針に基づき、地域の産業集積活性化に向けた取組を重点的に実施する方針。
 (出典：経済産業省地域経済産業グループ「産業クラスター計画第Ⅱ期中期計画活動総括(平成23年8月)」より抜粋)

(B) 知的クラスター創成事業

知的クラスター創成事業は、地域経済の活性化を図ることを目的として、地域において独自の研究テーマとポテンシャルを有する大学、公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指すものであり、文部科学省が主導して平成14年度から実施されている。

知的クラスター創成事業は、平成21年度まで継続的に実施され、平成22年度以降は、クラスター形成に関して、地域と大学等との組織的な連携を強化し、一層の地域の自立化を促進するため、これまで実施してきた「知的クラスター創成事業」及び「都市エリア産学官連携促進事業」と、大学における産学官連携の体制整備を行う「産学官連携戦略展開事業」を「イノベーションシステム整備事業」として一本化された。

イノベーションシステム整備事業においては、優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核とした産学官共同研究等を実施し、産学官の網の目のようなネットワークの構築により、イノベーションを持続的に創出するクラスターの形成を図ることとしており、平成32年度までに、厚みのある研究機関・企業の集積を實現し、国際市場

への展開を含め、経済効果9,000億円、雇用創出5.6万人の實現を目指している。

エ. 産業構造ビジョン2010

平成22年6月に経済産業省が発表した「産業構造ビジョン2010」では、地域が主体的に考えながら、各地域が有する多様な強み・特色や潜在力を積極的に活用することで地域経済を発展させるプロセスを5つのモデル(①国際競争力拠点化モデル、②地域産業集積高度化モデル、③新地域基幹産業育成モデル、④観光交流発展化モデル、⑤地域生活課題解決モデル)に類型し、これらのモデルを参考に基礎自治体や都道府県を越えた地域間連携、国と地域の共創・協働による地域経済の再生・活性化のための環境整備を行うことの重要性を提起しており、クラスターの類型化とモデルへの位置づけ及び共通基盤の必要性について言及している。

地域経済を発展させる5つのモデル(経済産業省HPより抜粋)

① 国際競争力拠点化モデル

- 【コンセプト】
- ・ 世界に通用する強みを最大限生かし、国内外から投資・人材を引き寄せる
- ・ 選択と集中により、国際競争に打ち克つ拠点を形成。アジア等の海外の活力も取り込む

【施策の方向性】

- ・ 国際的にもポテンシャルの高い地域・取組を厳選し、政策資源を集中投下
- ・ 省庁のタテ割り排斥し、世界を意識して、国と自治体の多面的な支援を結集

② 地域産業集積高度化モデル

【コンセプト】

- ・ 地域の強みを産学官の様々な主体が連携して最大限に活用
- ・ 地域内のつながり力とともに、集積圏のつながり力も強化し、集積機能を高度化、新事業を創出

【施策の方向性】

- ・ 集積を促す事業環境の整備
- ・ 産学官等ネットワークの域内外での深化・拡大

③ 新地域基幹産業育成モデル

【コンセプト】

- ・ キラリと光る地域の資源、潜在力を活かし、域外所得を獲得できる新たな「基幹産業」を育成
- 【施策の方向性】
- ・ 経営資源の連携・融合の強化

- ・ 海外需要の開拓に向けた支援の強化
- ・ 地域産業プロデュース人材の発掘とネットワーク化

④ 観光交流発展化モデル

【コンセプト】

- ・ 地域の持つ有形無形の観光資源を活かし、観光・集客交流を活性化
- ・ 地域への愛着や誇りの醸成、地域ブランドの確立

【施策の方向性】

- ・ 観光資源の魅力向上に向けた多様な主体間連携の強化
- ・ 地域産業プロデュース人材の発掘とネットワーク化
- ・ 海外も視野に入れたマーケティング・集客力向上

⑤ 地域生活課題解決モデル

【コンセプト】

- ・ 地域の多様な主体の参画により、地域の活力とともに、地域住民の安心や住みやすさを向上
- ・ 商業施設や公共施設、オフィス、住宅などの都市機能を集約することにより、各地域に合ったまちづくりを推進

【施策の方向性】

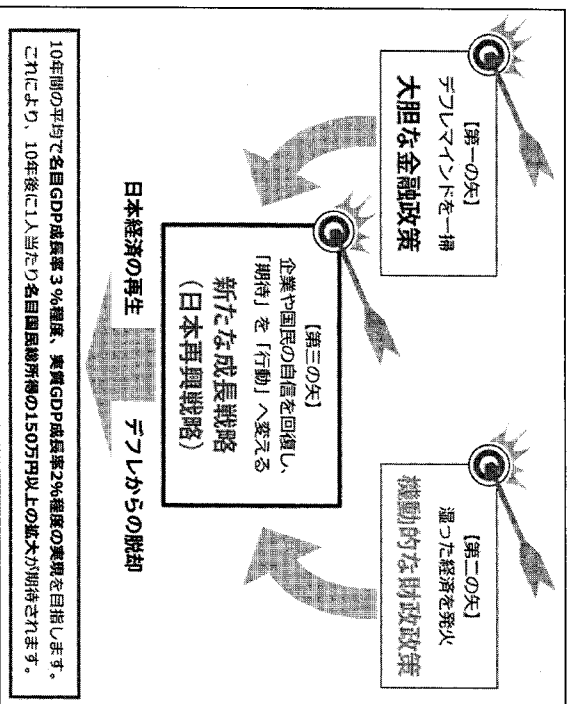
- ・ 地域ニーズへの対応やコンパクトなまちづくりの取組の強化
- ・ 買い物弱者対策（官民連携ガイドラインの策定）
- ・ 医療・介護・高齢者生活支援関連分野の産業化
- ・ ソーシャルビジネスの事業基盤強化

オ. 安倍政権による経済政策

(A) 日本再興戦略

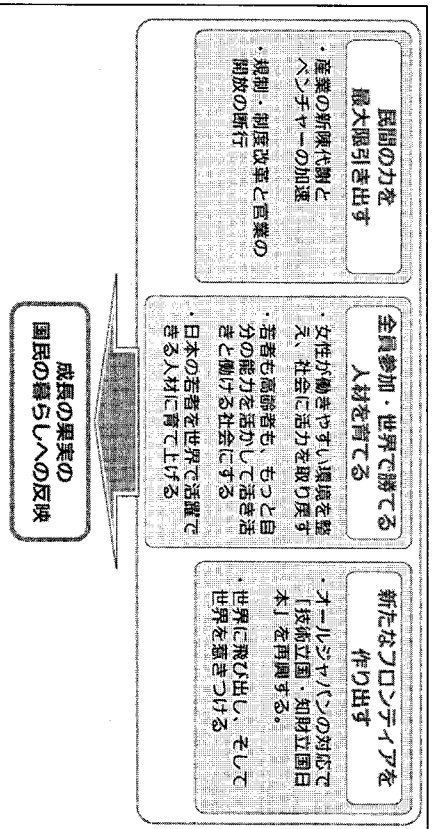
平成 24 年に安倍政権が発足後、経済政策として「アベノミクス」が提唱され、日本経済の再生に向け、①「大胆な金融政策」、②「機動的な財政政策」、③「民間投資を喚起する成長戦略」という 3 つの政策が「3本の矢」として同時展開されている。第 3 の矢のひとつである成長戦略は、平成 25 年 6 月に「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」として閣議決定されたものであり、第 1 の矢「大胆な金融政策」、第 2 の矢「機動的な財政政策」を受け、企業や国民の自信を回復し、「期待」を「行動」へ変えるべく、基本的な考え方を「成長への道筋」として整理している。

図表 I-1 (2) ③ アベノミクスの 3本の矢



(出典：首相官邸 HP より抜粋)

図表 I-1 (2) ④ 成長への道筋

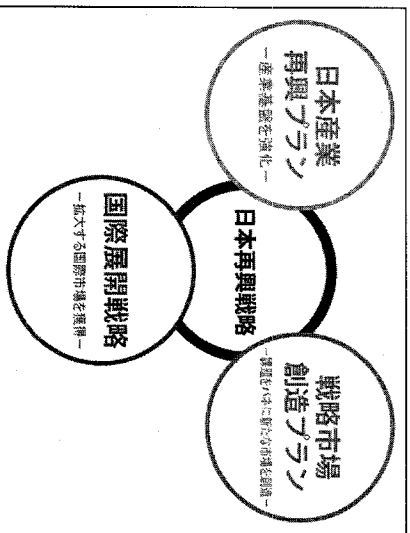


(出典：首相官邸 HP より抜粋)

「日本再興戦略」においては、成長実現に向けた具体的な取り組みとして、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランを掲げている(図表1-1(2)⑤参照)。「日本産業再興プラン」の実行により産業基礎を強化し、その力を基に、「戦略市場創造プラン」の実行により、課題をハネに新たな市場を創造するとともに、「国際展開戦略」の実行により、拡大する国際市場の獲得を目指すものである。

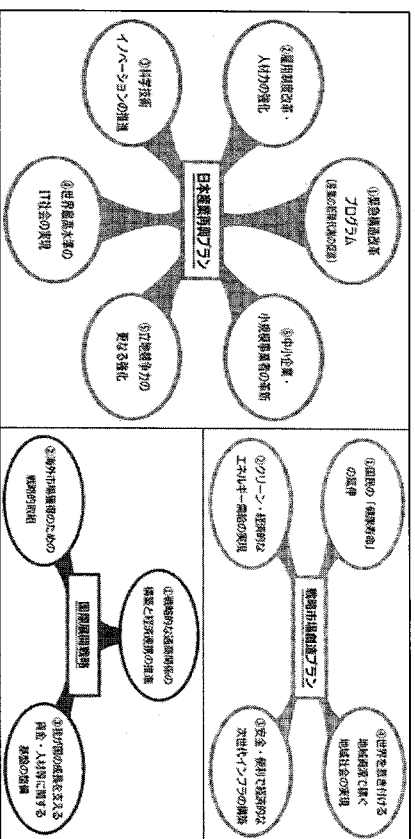
「日本産業再興プラン」は、この失われた20年間で生じたヒト、モノ、カネの構造的な「隙み」を解決するため、直ちに取り組みべき必達目標である。「戦略市場創造プラン」は、課題先進国としての現状を攻めの姿勢で捉え、社会課題を世界に先駆けて解決することで新たな成長分野を切り開こうとする、未来を睨んだ中長期戦略である。「国際展開戦略」は、日本経済のグローバル依存度の高まりを攻めの姿勢で捉え、競争と変化が著しいグローバル経済の中で、積極的・戦略的に勝ちに行くための、官民一体の取組指針である。「日本再興戦略」の3つのアクションプランの詳細は、図表1-1(2)⑥の通りである。

図表1-1(2)⑤ 「日本再興戦略」の3つのアクションプラン



(出典：首相官邸HPより抜粋)

図表1-1(2)⑥ 3つのアクションプランの詳細



(出典：首相官邸HPより抜粋)

(B) 成長戦略の当面の実行方針

第3の矢である「日本再興戦略」の実行を加速、強化するため、平成25年10月に日本経済再生本部で「成長戦略の当面の実行方針」が決定された。このうち、地域の産業振興と関連が深いものを紹介する。

(首相官邸HPより抜粋)

地域ごとの成長戦略の推進と中小企業・小規模事業者の革新

日本再興戦略を実施し、その効果を地域経済や中小企業・小規模事業者にも及ぼすことにより、我が国全体としての経済再生を図っていくため、国・地方一体となった体制を構築するとともに、中小企業・小規模事業者の革新に向けた取組を進める。

○地域ごとの成長戦略の推進

・全国各地の地域の生の声を日本再興戦略の実行に反映させていくための国と地方が一体となった体制を構築すべく、各地域ごとに「地方産業競争力協議会」を平成25年10月を目処に順次設置すること等により、産・学・官・金をはじめ地域の総力を挙げた取組を進める。

○地域での創業等の促進

・地域における創業を促進し、中小企業・小規模事業者の再生支援の強化を図るため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携した支援体制を構築する取組等を支援する(産業競争力強化法案関連)。

○小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備

・ものづくりをはじめとした我が国産業の基盤である小規模事業者に対する効果的な支援を実施するため、次期通常国会に小規模事業者の振興のための基本法案を提出する。

(C) 成長戦略進化的な今後の検討方針

「日本再興戦略」、「成長戦略の当面の実行方針」に続いて、平成 26 年 1 月には、産業競争力会議にて、「成長戦略進化的な今後の検討方針」が取りまとめられた。このうち、地域の産業振興と関連が深いものを紹介する。

(首相官邸 HP より抜粋)

地方版成長戦略の推進

成長戦略の実行の効果を地域経済や中小企業・小規模事業者に浸透させていくことにより、我が国全体としての経済再生を図っていく。このため、地方産業競争力協議会において国・地方・民間事業者等が一体となって策定する地方版成長戦略を踏まえ、新たな産業クラスター形成支援や中小企業・小規模事業者支援など、関係省庁の地域関連の政策資源をメリハリを付けて投入して政策効果を高めることを検討する。また、地域が自らの創意を活かして行う自主的な活動を支援するため、各地域の戦略産業を伸ばすために必要な制度改正等のニーズを抽出し、各種施策の在り方について各省横断的な検討を進める。

中小企業・小規模事業者の活性化

地域経済を支え、世界に誇る産業基盤である全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の活性化を図る。このため、地域の面的広がりを持った裾野の広い中小企業・小規模事業者政策を、関係府省の施策を糾合するとともに、地方自治体や支援機関も協力して総力を挙げて進めるべく、その在り方について検討を行う。具体的には、地域の資源や地域の資金などの様々な地域リソースを活用し、中小企業・小規模事業者の連携推進、産・学・金・官などの多様な事業主体の取り込み等を通じた事業化に向けた体制整備、地域コミュニティの基盤である商店街活性化、サービス産業の生産性向上等を図る。また、47 都道府県に設置する「よるず支援拠点」を中核として、地域における支援体制を抜本的に強化する。さらに、地域における起業の促進、事業承継、事業再生及び廃業の円滑化や成長分野への進出促進等により中小企業・小規模事業者の新陳代謝を活性化させる。

(D) まち・ひと・しごと創生長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に正面から取り組みため、平成 26 年 9 月に設置された。この目的の下、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」とする。)を、平成 26 年 12 月に閣議決定した。「長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方法を提示することを目的としている。以下、まち・ひと・しごと創生本部 HP より引用する。

人口問題に対する基本的認識

- ・ 人口減少の到来。
- ・ 人口減少は社会に対して大きな重荷となる。
- ・ 東京圏への人口の集中。

目指すべき将来の方向 将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- ・ 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8 程度に向上する。
- ・ 人口減少に歯止めがかかると50 年後に1 億人程度の人口が確保される。
- ・ さらに人口構造が「若返る時期」を迎える。
- ・ 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50 年後も実質GDP 成長率は、1.5%～2%程度が維持される。

地方創生が目指す方向

- ・ 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
- ・ 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
- ・ 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る、
- ・ 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

(E) まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015 年度から実施)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2015 年を初年度とする今後 5 年間の政策目標や政策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめたものである。以下、まち・ひと・しごと創生本部 HP より引用する。

政策の基本目標

<基本目標①>地方における安定した雇用を創出する

2020 年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

＜基本目標②＞地方への新しい人の流れをつくる

2020年に東京圏化から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

＜基本目標③＞若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかたなえる

2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

＜基本目標④＞時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

政策パッケージ(地域の産業振興と特に関連の深い＜基本目標①＞に関するものを抜粋)

(a) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発

◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備

◎地域を支えるサービスマター事業主体の在り方の検討・制度整備

(b) 地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

◎包括的創業支援

◎地域を担う中核企業支援

◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進

◎外国企業の地方への対内直接投資の促進

◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備

◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(c) 地域産業の競争力強化(分野別取組)

◎サービスマター産業の活性化・付加価値向上

◎農林水産業の成長産業化

◎観光地域づくり、ローカル版クルーズジャパンの推進

◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

◎分散型エネルギーの推進

(d) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

◎若者人材等の還流及び育成・定着支援

◎「プロフェッショナル人材」の地方還流

◎地域における女性の活躍推進

◎新規就職・就業者への総合的支援

◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援

◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

(e) ICT等の利活用による地域の活性化

◎ICTの利活用による地域の活性化

◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(3) 国の取り組み (主な施策)

国は、産業振興に対して様々な施策を講じている。(3) では、最近取り組みられた国の産業振興に関する主な施策について紹介する。

① 中小企業政策

①では、中小企業庁 HP を参考に、平成 26 年度において講じられた中小企業施策を紹介する。

～～～地域資源の活用～～～

ア. JAPAN グラント育成支援事業

■ 施策の目的

複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路開拓の実現を図る。

■ 施策の内容

- ・ 戦略策定段階への支援<定額補助：200万円を上限>
自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めたため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を実施する。
- ・ グラント確立段階への支援<2/3補助：2,000万円を上限>
具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、海外展示会への出展等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援（単年度毎に申請・審査）を実施する。

・ 事業プロデュース支援<定額補助>

日本の生活文化の特色を活かした魅力ある商材を有する中小企業とプロデューサーがチームを組んで、その商材の海外需要獲得に向けて「市場調査、商材改良、PR・流通」まで一貫してプロデュースする取組みを支援する。

■ 施策の実績 (平成 26 年度)：78 件のプロジェクト支援を実施。

<実施プロジェクト例>

「甲州ワイン」の EU 輸出プロジェクト

- ・ 世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲

州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取り組み。
・ 経済産業局が、平成 21～23 年の 3 年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

イ. ふるさと名物応援事業

■ 施策の目的

地域資源を活用した「ふるさと名物」などの開発・販路開拓等に対する取り組みやブランド力を高めるための取り組みを支援する。

■ 施策の内容

- ・ 小売事業者・ネット事業者等が行う、「ふるさと名物」などに関する消費者嗜好の把握や、特徴を活かした販路開拓等の取組の費用を最大1,000万円補助する。
- ・ 中小企業グループによる地域資源を活用した「ふるさと名物」などのブランド化のための取組や、地域を巻き込んだ着地型観光の取組などの費用を最大2,000万円補助 (補助率2/3) する。

<実施プロジェクト例>

甲州ワインを中心としたブランド化の取組と着地型観光の取組

自治体やワイン事業者がそれぞれ「甲州ワイン」のブランド化に取組み、さらにワインそのものだけでなく、ワインの背景となる地域文化を全身で味わう「ワインツーリズム」等の観光商品への展開を進めている。

～～～商店街・中心市街地の活性化～～～

ウ. 中心市街地活性化事業 (中心市街地再興戦略)

■ 施策の目的

「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を前倒して実現するとともに、消費税率引き上げにより深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図る。

■ 施策の内容

地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援を行った。具体的には、中心市街地の核となり、周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設等の整備及び高度な商業施設の整備等の前に実施する事業化可能性調査に対し、支援を行った。

エ. 地域商業自立促進事業

■施策の目的

商店街等における地域コミュニティの形成、商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組を支援する。

■施策の内容

地域経済循環の促進に資する、インキュベーション施設の整備や店舗誘致等の地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組やコミュニティスペース等の地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組に対して支援を行った。

～～～その他の地域活性化～～～

オ. 地域の企業立地の促進

■施策の目的及び内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、施設等整備にかかる経費の一部補助や、工場立地法の特例措置、株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施した。

カ. 企業活力強化資金

■施策の目的及び内容

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のもつくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため、日本公庫が必要な資金の貸付を行った。

■平成26年度（平成27年2月末時点）の貸付実績：14,406件、1,422億円。

キ. 中小企業・小規模事業者人材対策事業

■施策の目的及び内容

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・

シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援する予算を措置した。また、「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、地域の複数の中小企業・小規模事業者による出向や共同研修等を通じて、地域の企業における人材育成を図った。加えて、カイゼン活動指導者の育成・派遣、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成を図った。

ク. 戦略産業雇用創造プロジェクト

■施策の目的及び内容

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

■平成26年度「戦略産業雇用創造プロジェクト」採択地域

青森県、新潟県、富山県、山梨県、静岡県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県、山梨県、機械電子産業を核とした山梨ものづくり雇用創造プロジェクト

「山梨県産業振興ビジョン」に提示した今後成長が見込まれる11の産業領域のうち、安定的で良質な雇用を創造する「グリーンエネルギー関連産業」、「スマートフォンや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業」、「生産機器システム産業」、「医療機器・介護機器・生活支援ロボット製造産業」の領域で雇用の創造に取り組む。

- ・実施地域：山梨県全域
- ・指定主要業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業、生産用機械器具製造業等
- ・雇用創出者数：513人（28年度までの累計）

～～～起業・創業支援～～～

ク. 創業・第二創業促進補助金

■施策の目的及び内容

女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、店舗借入費や設備費等（第二創業の場合、廃業コストを含む）に要する費用の一部の支援を行うこととした。また、産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組に要する費用の一部を支援する予算を措置した。（補助上限額：200万、補助率：2/3以内）

コ. フラント出資事業 (起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド)

■ 施策の内容及び内容

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。

■ 施策の美績 (平成26年3月末現在)

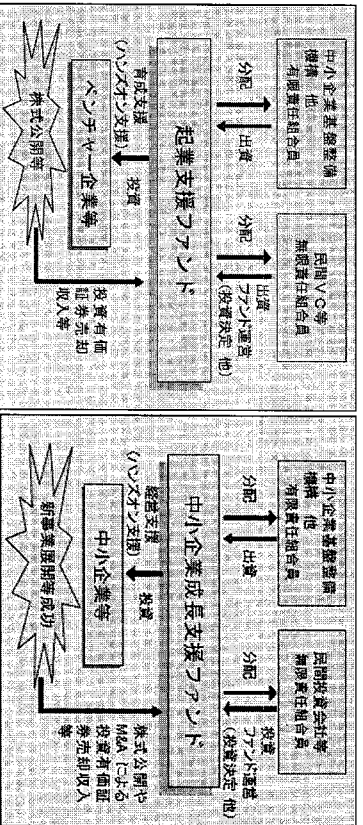
① 起業支援ファンド

累積出資先ファンド数90件、出資約束総額1,452億円、累積投資先企業数2,327社。

② 小企業成長支援ファンド

累積出資先ファンド数65件、出資約束総額3,329億円、累積投資先企業数614社。

図表I-1(3) ① 起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンドのイメージ



(出典：中小企業庁HPより抜粋)

~~~~~技術力の強化~~~~~

サ. ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

■ 施策の内容及び実績

中小企業・小規模事業者が大学、公設試験研究機関等の研究機関と連携して

行う、特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の11技術)の高度化に資する、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援した。平成26年度においては、150件の認定計画に従って行われる取組を採択した。また、技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえ行いう、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究を支援した。平成26年度においては、シーズ発掘事業を1件、橋渡し研究事業を11件採択した。

シ. ものづくり・商業・サービス革新事業

■ 施策の内容及び実績

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関(地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など)の認定を受けた機関と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する予算を措置した。(補助率:1,000万円を上限に2/3を補助。)

~~~~~資金繰り支援・事業再生支援~~~~~

ス. セーフティネット貸付

■ 施策の内容及び実績

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円(日本公庫(中小企業事業)、商工中金)、4,800万円(日本公庫(国民生活事業))の範囲内で融資を実施するものである。平成26年度補正予算では原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来たす中小企業・小規模事業者を支援するため利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利の優遇措置を行った。平成26年度の貸付実績は、146,603件、3.1兆円となった(平成27年2月末時点)。

セ. 資本金劣後ローンの推進

■ 施策の内容及び実績

資本金劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期一括償還の資金(資本金性資金)を供給し、財務基盤を強化することで、民間から

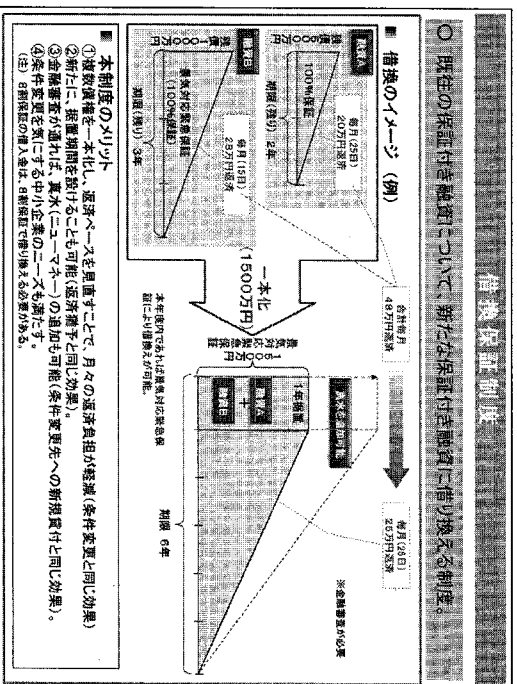
の協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成26年度補正予算において、日本公庫で事業承継や海外展開を行う場合にも新たに貸付対象とする等の拡充を行った。平成26年度の貸付実績は、845件、530億円となった(平成27年2月末時点)。

ン. 借換保証の推進

■ 施策の内容及び実績

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑を図る。平成26年度(平成27年2月末まで)の保証承諾実績は、148,824件、2.7兆円となった。

図表 I-1 (3) ② 借換保証制度のイメージ



(出典：中小企業庁 HP より抜粋)

〜〜〜中小農林水産関連企業対策〜〜〜

タ. 6次産業化の推進

■ 施策の内容

○6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組を支援した。

○6次産業化支援事業

農林漁業者と多様な事業者が果域を越える広域のネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓、農林水産物等の高付加価値化等に必要となる機械・施設の整備等の取組を支援した。

○農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施した。

○知的財産の総合的活用の推進

知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援した。

○農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

チ. 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

■ 施策の内容及び実績

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ(新技術や新事業・アグリビジネス)の創出につながる技術要素を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進する。平成26年度より新たに、産学官の技術力を活かす、実需者等の多様なニーズに対応した新品種の開発を支援した。

〜〜〜経営支援体制の強化〜〜〜

ツ. 小規模事業者支援パッケージ事業

■ 施策の内容

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって販路開拓に取り組む費用を補助する「小規模事業者持続化補助金」により支援を行う他、地域資源等を活用

した商品の物産展やオンラインショップ等を通じた販路開拓支援の実施等、小規模事業者の持続的な経営を支援する予算を措置した。

② 立地政策

②では、経済産業省 HP の平成 25 年度「経済産業省年報」(第 2 部第 1 章第 2 節 地域経済産業グループ) を参考に、近年講じた立地政策を紹介する。

〜〜産業集積の形成促進〜〜

ア. 地域企業立地促進等委託事業

企業立地情報・手続等に関するワンストップサービス窓口の設置を行う。
2013 年度事業の相談件数は、1,479 件であった。また、主に企業や自治体等を対象に、企業立地に関する相談への対応や助言を行い、企業の円滑な国内立地促進、国内空洞化防止等の支援を行った。

イ. 成長産業・企業立地促進等事業費補助金

人材養成活動の支援、ネットワーク構築の支援を行う。2013 年度は、50 件の取組に対して補助を実施した。

ウ. 成長産業・地域企業立地促進等施設整備補助金、電源地域産業関連施設等整備費補助金

貸工場・貸事業場、試作機器等の整備事業に対する支援を行う。2013 年度は、12 件 (成長産業・地域企業立地促進等整備費補助金 7 件、電源地域産業関連施設等整備費補助金 5 件) の取組に対して補助を実施した。

エ. 地域新産業戦略推進事業

地域の成長戦略による重点化すべき成長産業分野 (次世代航空機、次世代自動車、環境、クリエイティブ等) を選定し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援した。

オ. 地域イノベーションの促進

2012 年度補正予算において「地域新産業創出基盤強化事業」を措置し、地域グループ毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する試験研究機関に、地域が技術的な強みを有する戦略分野を中心とした試験研究・検査設備を整備した。また、2013 年度補正予算において「地域オーガナイゼーション促進事業」を措置し、地域グループ毎に運営協議会を設置し、広域的に連携する試験研究機関に、地域が技術的な強みを有する戦略分野を中心とした試験研究・検査設備を整備するための委託事業の契約を行った。

カ. ビジネス・インキュベータ (新事業支援施設)

1999 年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設 (ビジネス・インキュベータ) の量的拡大に取り組んだ結果、公的機関によるビジネス・インキュベータは全国で約 450 施設 (2011 年 3 月末 経済産業省調べ) が整備されている。

③ 産学官連携の動き

③では、経済産業省 HP の平成 25 年度「経済産業省年報」(第 2 部第 1 章第 5 節 産業技術環境局) を参考に、近年の産学官連携の動きを紹介する。

ア. 産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業

我が国の経済成長の源泉であるイノベーションを継続的に生み出すため、2012 年度までに文部科学省と共同で行った産学連携機能評価に関する調査の結果を活用し、産学連携拠点構築に取り組む大学・企業等において、産業界の意見を反映しつつ、各拠点の特色に応じた、産学連携活動の客観的な PDCA サイクルの評価制度や産学間の知的財産権の運用ルール、産学連携・人材流動化を促進させる制度改革のモデルを構築するとともに、産学連携活動を通じて構築したモデルの実証及び検証を行った。

イ. 産学連携イノベーション促進事業

産学の英知の結集による効率的なイノベーションの創出による被災地復興を目的として、事業化に向けた産学連携活動が円滑かつ持続的に実施される枠

組みを構築し、本格的なオープン・イノベーション環境の整備を促進する事業を実施した。2012年度は、7件の事業を採択し、大学・公的研究機関等と企業等による特定の研究領域・分野における産学コンソーシアムの立ち上げに対する支援を行った。2013年度は、前年度に構築した産学コンソーシアムの事業計画等（事業化を見据えた研究テーマ設定段階からの産学連携活動、産学一体での実践的な人材育成、産学コンソーシアム活動のための研究開発設備整備、実用化・実証研究）の実施に対する支援を行った。

ウ. 地域中小企業イノベーション創出補助事業

産学官の技術や資源を適切に組み合わせた産学官連携体制の構築を通じて、地域発の優れた実用化技術の事業化を促進し、新事業の創出に資することを目的として、企業と大学等が共同で実施する実証研究に対して補助を行った。

2013年度は、12件の事業を採択し、大学等が有する技術やノウハウ等を活用し、企業単独では解決できない技術課題の解決に取り組む事業や、大学が有する技術シーズの事業化を目指して、企業との共同研究に取り組む事業に対して支援を行った。

エ. 中長期研究人材交流システム構築事業

理系の人材育成は、特定の専門分野に特化される傾向にあり、社会的な実践能力を身に付ける機会が極めて少ない。中長期研究インテリジェンスは、高度な専門性のみならず、目的の明確化・プロジェクト管理等の社会的な実践能力を身に付ける上で有効である。このような背景から、2012年度に中長期研究インテリジェンス検討会において検討した内容を踏まえ、2013年度は事業の運営母体となる一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会を設立し、中長期研究インテリジェンス普及促進のための環境整備に着手した。

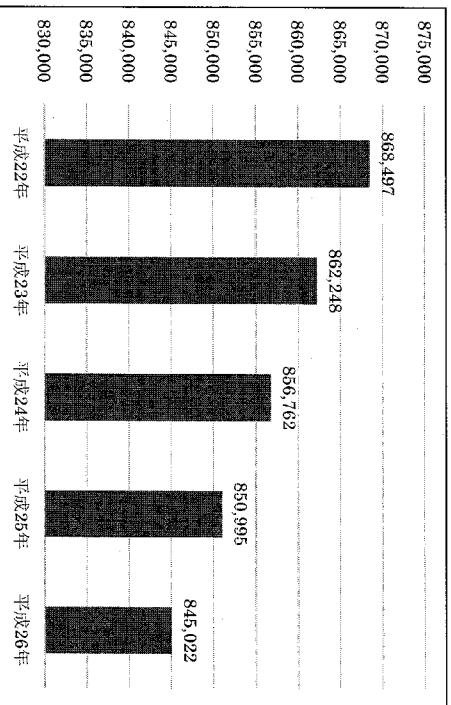
2. 山梨県の状況

(1) 山梨県の人口動向

山梨県の人口は、平成22年10月1日現在で863,075人（国勢調査結果）であり、その5年前の平成17年10月1日と比較して2.4%減少している。同時期、全国では0.2%の増加となっていることから、山梨県は全国平均より早く人口減少が生じていることになる（総務省「地方財政の状況」平成27年3月）。

山梨県の人口推移をさらに長期的に見ると、人口は平成12年をピークに減少を続け、「山梨県常住人口調査」によれば平成26年には840,139人、人口増加率は-0.7%となっている（「統計からみたやまなし」平成26年）。直近5年間の人口の推移（各年1月1日現在）は、図表Ⅲ-1（1）①のとおりである。

図表Ⅲ-1（1）① 山梨県の人口推移



（データ：平成22年は国勢調査確定数。平成23年以降は移動を加除した数値。）
（各年1月1日現在）

人口減少と同時に少子高齢化も進み、平成25年には65歳以上の老年人口が全体の26.5%を占めている一方、14歳以下の年少人口は12.7%である（統計からみたやまなし」平成26年）。全国の老年人口割合は平成25年で25.1%であり、山梨県はこれを0.6ポイント上回っている。

少子高齢化、人口減少はほとんどの自治体が直面している課題であるが、このままの状況が続けば、将来消滅可能性のある自治体も出てくるものと危惧されている。日本創

成会議が平成 26 年 5 月 8 日に発表した「スナックア子化・地方元気戦略」によれば、人口再生産力に着目し、再生産力を示す指標である 20～39 歳の女性人口に基づき推計した場合、2010 年から 2040 年までの間に「20～39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少する自治体数は 896 自治体、全体の 49.8%にものぼるとされている（人口移動が収束しない場合）。同推計では、山梨県でも人口移動が収束しなかった場合、県内の約 60%の市町村で「20～39 歳の女性人口」が 2010 年の 5 割以下になると指摘されている。「20～39 歳の女性人口」が 2010 年の 5 割以下になると、出生率が上昇しても人口維持は困難であるとされており、県内への人口流入が増加しない限り、県民人口は減少し続けることが予測される。

図表 I-2 (1) ② 都道府県別人口の状況
第 2 表 団 体 種 別 人 口 の 推 移 (つ づ き)

| 区 分 | 平成 17 年
10 月 1 日 | | 平成 17 年
10 月 1 日 | | 平成 22 年
10 月 1 日 | | 増
減
(人) | 増
減
率
(%) | 推計
2040
年 10
月 1 日
推計人口 | 平成 26 年 1 月 1 日
推計人口 |
|-----|---------------------|-------------|---------------------|-----------|---------------------|-------------|---------------|--------------------|-------------------------------------|-------------------------|
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | | | | |
| 道 東 | 5,693,062 | 5,627,737 | 5,596,419 | △ 121,318 | △ 22 | 5,463,045 | △ 44 | 5,463,045 | | |
| 道 北 | 1,475,272 | 1,436,657 | 1,373,339 | △ 63,318 | △ 4.4 | 1,311,367 | △ 4.0 | 1,311,367 | | |
| 道 南 | 1,416,180 | 1,385,041 | 1,330,147 | △ 54,894 | △ 4.0 | 1,239,439 | △ 5.2 | 1,239,439 | | |
| 道 東 | 2,565,320 | 2,565,320 | 2,368,165 | △ 120,533 | △ 4.7 | 2,292,226 | △ 5.3 | 2,292,226 | | |
| 道 北 | 1,189,279 | 1,149,501 | 1,085,997 | △ 59,504 | △ 5.2 | 1,070,276 | △ 5.3 | 1,070,276 | | |
| 道 南 | 1,241,147 | 1,216,181 | 1,188,924 | △ 47,257 | △ 3.9 | 1,151,318 | △ 3.9 | 1,151,318 | | |
| 道 東 | 2,126,935 | 2,091,319 | 2,029,064 | △ 62,295 | △ 3.0 | 1,976,096 | △ 3.0 | 1,976,096 | | |
| 道 北 | 2,985,676 | 2,975,167 | 2,969,270 | △ 5,397 | △ 0.2 | 2,932,638 | △ 0.2 | 2,932,638 | | |
| 道 南 | 2,004,817 | 2,016,631 | 2,007,683 | △ 8,948 | △ 0.4 | 2,010,272 | △ 0.4 | 2,010,272 | | |
| 道 東 | 2,024,852 | 2,024,135 | 2,008,068 | △ 16,097 | △ 0.8 | 2,019,687 | △ 0.8 | 2,019,687 | | |
| 道 北 | 6,038,006 | 7,054,243 | 7,194,556 | △ 140,313 | △ 2.0 | 7,288,598 | △ 2.0 | 7,288,598 | | |
| 道 南 | 5,926,285 | 6,056,462 | 6,216,289 | △ 159,827 | △ 2.6 | 6,247,860 | △ 2.6 | 6,247,860 | | |
| 道 東 | 12,064,101 | 12,576,601 | 13,159,388 | △ 582,787 | △ 4.6 | 13,020,037 | △ 4.6 | 13,020,037 | | |
| 道 北 | 8,489,974 | 8,791,997 | 9,048,331 | △ 256,734 | △ 2.9 | 9,100,606 | △ 2.9 | 9,100,606 | | |
| 道 南 | 2,475,733 | 2,431,459 | 2,374,450 | △ 57,009 | △ 2.3 | 2,354,872 | △ 2.3 | 2,354,872 | | |
| 道 東 | 1,120,651 | 1,111,729 | 1,093,247 | △ 18,482 | △ 1.7 | 1,091,612 | △ 1.7 | 1,091,612 | | |
| 道 北 | 1,160,977 | 1,174,026 | 1,169,288 | △ 4,238 | △ 0.4 | 1,163,380 | △ 0.4 | 1,163,380 | | |
| 道 南 | 828,944 | 821,592 | 805,314 | △ 15,278 | △ 1.9 | 805,229 | △ 1.9 | 805,229 | | |
| 道 東 | 888,172 | 884,515 | 863,075 | △ 21,440 | △ 2.4 | 861,615 | △ 2.4 | 861,615 | | |
| 道 北 | 2,215,168 | 2,196,114 | 2,152,449 | △ 43,665 | △ 2.0 | 2,160,814 | △ 2.0 | 2,160,814 | | |
| 道 南 | 2,107,700 | 2,107,226 | 2,090,273 | △ 26,453 | △ 1.3 | 2,098,176 | △ 1.3 | 2,098,176 | | |
| 道 東 | 3,767,393 | 3,792,337 | 3,785,007 | △ 27,370 | △ 0.7 | 3,803,481 | △ 0.7 | 3,803,481 | | |
| 道 北 | 7,043,300 | 7,254,704 | 7,410,719 | △ 156,015 | △ 2.2 | 7,478,606 | △ 2.2 | 7,478,606 | | |
| 道 南 | 1,857,339 | 1,865,963 | 1,854,724 | △ 12,239 | △ 0.7 | 1,868,860 | △ 0.7 | 1,868,860 | | |
| 道 東 | 1,340,832 | 1,380,361 | 1,410,777 | △ 30,416 | △ 2.2 | 1,421,779 | △ 2.2 | 1,421,779 | | |
| 道 北 | 2,644,391 | 2,647,660 | 2,656,892 | △ 9,232 | △ 0.4 | 2,595,904 | △ 0.4 | 2,595,904 | | |
| 道 南 | 8,305,081 | 8,817,166 | 8,865,245 | △ 48,079 | △ 0.5 | 8,878,694 | △ 0.5 | 8,878,694 | | |
| 道 東 | 5,550,574 | 5,590,601 | 5,580,133 | △ 2,468 | △ 0.0 | 5,655,361 | △ 0.0 | 5,655,361 | | |
| 道 北 | 1,442,795 | 1,421,310 | 1,400,228 | △ 20,582 | △ 1.4 | 1,403,034 | △ 1.4 | 1,403,034 | | |
| 道 南 | 1,068,912 | 1,035,969 | 1,002,198 | △ 33,771 | △ 3.3 | 1,012,236 | △ 3.3 | 1,012,236 | | |
| 道 東 | 613,289 | 607,012 | 598,667 | △ 18,345 | △ 3.0 | 587,067 | △ 3.0 | 587,067 | | |
| 道 北 | 761,503 | 742,223 | 717,397 | △ 24,806 | △ 3.3 | 711,364 | △ 3.3 | 711,364 | | |
| 道 南 | 1,950,826 | 1,957,264 | 1,945,276 | △ 11,988 | △ 0.6 | 1,945,208 | △ 0.6 | 1,945,208 | | |
| 道 東 | 2,878,915 | 2,876,642 | 2,860,750 | △ 15,892 | △ 0.6 | 2,876,300 | △ 0.6 | 2,876,300 | | |
| 道 北 | 1,527,964 | 1,492,606 | 1,451,336 | △ 41,268 | △ 2.8 | 1,443,146 | △ 2.8 | 1,443,146 | | |
| 道 南 | 824,108 | 809,950 | 785,491 | △ 24,459 | △ 3.0 | 782,342 | △ 3.0 | 782,342 | | |
| 道 東 | 1,022,890 | 1,012,400 | 995,842 | △ 16,558 | △ 1.6 | 1,010,028 | △ 1.6 | 1,010,028 | | |
| 道 北 | 1,493,092 | 1,467,815 | 1,431,493 | △ 36,322 | △ 2.5 | 1,436,527 | △ 2.5 | 1,436,527 | | |
| 道 南 | 813,949 | 796,292 | 764,456 | △ 31,856 | △ 4.0 | 754,275 | △ 4.0 | 754,275 | | |
| 道 東 | 5,015,699 | 5,049,908 | 5,071,968 | △ 22,060 | △ 0.4 | 5,118,813 | △ 0.4 | 5,118,813 | | |
| 道 北 | 876,654 | 866,369 | 849,788 | △ 16,581 | △ 1.9 | 852,285 | △ 1.9 | 852,285 | | |
| 道 南 | 1,516,523 | 1,478,632 | 1,426,279 | △ 51,853 | △ 3.5 | 1,424,533 | △ 3.5 | 1,424,533 | | |
| 道 東 | 1,859,344 | 1,842,233 | 1,817,426 | △ 24,807 | △ 1.3 | 1,825,666 | △ 1.3 | 1,825,666 | | |
| 道 北 | 1,221,140 | 1,209,571 | 1,196,529 | △ 13,042 | △ 1.1 | 1,197,854 | △ 1.1 | 1,197,854 | | |
| 道 南 | 1,170,007 | 1,153,042 | 1,135,233 | △ 17,809 | △ 1.5 | 1,142,486 | △ 1.5 | 1,142,486 | | |
| 道 東 | 1,786,194 | 1,753,129 | 1,706,242 | △ 46,937 | △ 2.7 | 1,703,126 | △ 2.7 | 1,703,126 | | |
| 道 北 | 1,318,220 | 1,361,594 | 1,392,818 | △ 31,224 | △ 2.3 | 1,448,358 | △ 2.3 | 1,448,358 | | |
| 道 南 | 126,925,843 | 127,767,994 | 128,057,352 | △ 289,358 | △ 0.2 | 128,438,348 | △ 0.2 | 128,438,348 | | |

(注) 自治体別推計は、自治体別の推計人口及び住民基本台帳人口に基き、平成 26 年 1 月 1 日現在、99 自治体に推計されている人口を基礎として、自治体別の推計人口に算出している。

(出典：総務省「地方財政の状況」平成 27 年 3 月)

(2) 山梨県の産業振興に関連する状況

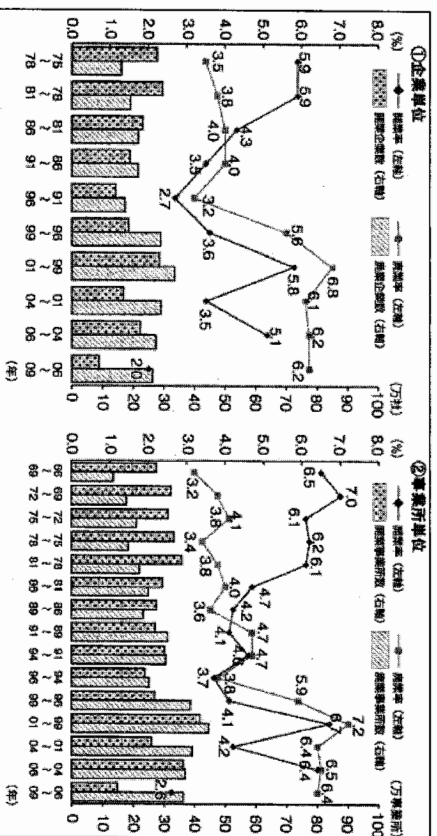
① 事業所数・企業数の推移と開業率

山梨県内に立地する民営事業所数および従業者数の推移を見ると、事業所数は昭和61年の54,878か所をピークに緩やかな減少をたどっている。従業者数は平成8年の381,061人をピークに、最近では増減を繰り返している。直近の平成26年調査では、事業所数は45,116ヶ所、従業者数は386,677人となっており、いずれも平成24年調査に比べて増加している（総務省「事業所・企業統計調査」、平成21年以降は総務省・経済産業省「経済センサス」）。

山梨県内の開業率・廃業率の状況は、総務省「事業所・企業統計調査」によれば、開業率、廃業率ともに全国の数値を下回っている。増減の傾向は近似していることから、山梨県内では開業・廃業の状況は全国的な景気動向等に影響を受けるものの、やや活発さを欠く状況である。

また、有雇用事業所の新規雇用保険適用および廃止で見ると、新規に開業した事業所は、平成23年、24年は全国より低めに推移していたものの、平成25年は開業率が増加し、全国の数値に迫っている。廃止事業所の割合は、平成23年、24年は全国の割合を上回っていたが、平成25年は下回っている（雇用保険事業年報）。

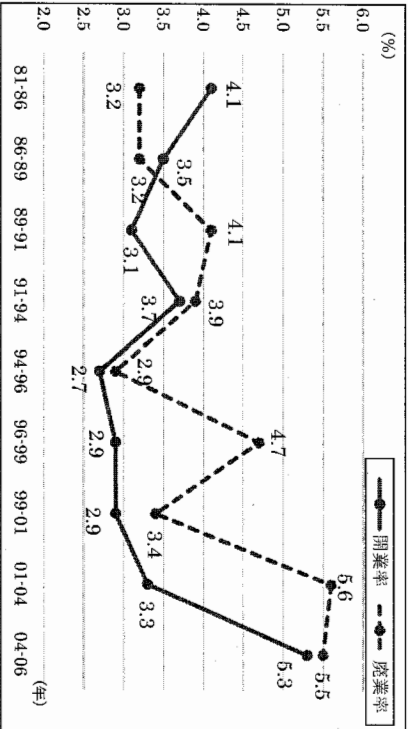
図表 1-2 (2) ① 企業単位および事業所単位の開業率・廃業率 (全国)



資料：総務省「事業所・企業統計調査」、経済センサス-基礎調査「国産加工(中)企業別調査」
 ① 1. 全業種は、各社数及び社数(事業所)毎の平均値、本邦・外国・支店・支所の数(開業)を示す。
 2. 事業所単位の開業率は、各社数及び社数(事業所)毎の平均値、本邦・外国・支店・支所の数(開業)を示す。
 3. 2000年以降は「事業所・企業統計調査」の「経済センサス-基礎調査」に基き、開業率・廃業率を示す。
 4. 開業率=平均新規開業(事業所)数/前年の企業(事業所)数×100。
 5. 廃業率=平均廃業(事業所)数/前年の企業(事業所)数×100。
 6. 開業率・廃業率については、開業(事業所)の定数の算出に、06-09年の調査は、母年の調査と併用して算出している。また、06-09年の調査については、開業(事業所)の定数の算出に、06-09年の調査と併用して算出している。開業率・廃業率の算出に際しては、開業(事業所)の定数の算出に、06-09年の調査と併用して算出している。

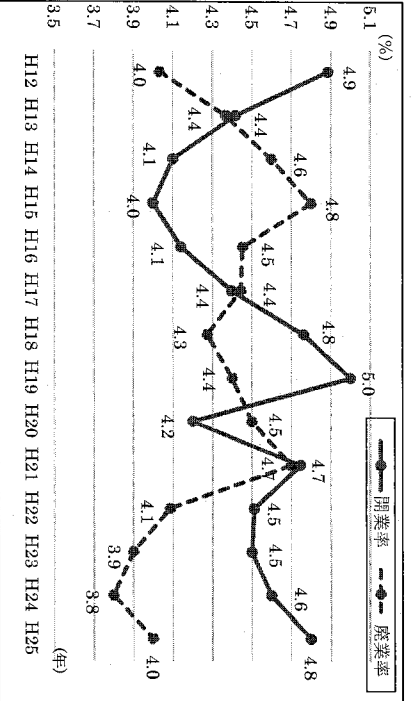
(出典：2011年版 中小企業白書 (中小企業庁))

図表 1-2 (2) ② 山梨県の開業率・廃業率 (事業所単位)



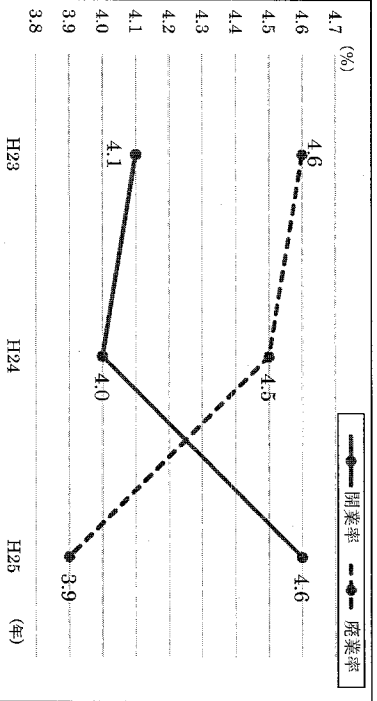
(資料：総務省「事業所・企業統計調査」各年版)

図表 1-2 (2) ③ 有雇用事業所の開業率・廃業率 (全国)



(資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」(各年版))

図表 1-2 (2) ④ 山梨県の有雇用事業所の開業率・廃業率



(資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」(各年版))

② 産業の動向

産業別の就業者数の構成比は、全国では第一次産業が 4.0%、第二次産業が 23.7%、第三次産業が 66.5%となっているが、山梨県はそれぞれ 7.4%、29.1%、63.5%となっており、第一次産業と第二次産業の就業者割合が全国より多くなっている(総務省「国勢調査」平成 22 年)。

製造業における産業別の製造品出荷額は、昭和 35 年には出荷額 409 億円のうち織

維・衣服が 32.0%、食料・飲料が 24.7%を占めていたが、平成 24 年には出荷額 20,143 億円のうち、電機・電子・情報機械が 33.0%と最も多く、次いで汎用・生産用・業務用機械が 23.8%、食料・飲料が 13.8%を占め、繊維は 1.5%に減少している(「統計からみたやまなし」平成 26 年)。

山梨県の産業の特徴を付加価値構成比で見ると、山梨県は製造業が 36%(全国 20%)、卸売業、小売業が 15%(全国 21%)、医療、福祉が 11%(全国 10%)、建設業が 7%(全国 6%)、金融業、保険業が 5%(全国 8%) (以上平成 23 年)となっており、製造業が主に付加価値を創出していることがわかる。同様に製造業の中でも電気機械器具製造業が 21%(全国 6%)、生産用機械器具製造業が 14%(全国 6%)、業務用機械器具製造業が 7%(全国 3%) (以上平成 24 年)にのびっており、これらの業種が県内経済をけん引していることがわかる(経済産業省「地域経済分析(山梨県)」平成 27 年 3 月)。

③ 空き店舗率

製造業が域内経済をけん引している一方、小売業を中心とする商業は衰退している。全国的にみても昭和 60 (1985) 年から商店数は減少しており、昭和 57 (1982) 年に比べて平成 24 年は 40.0%の減少となっている。山梨県もほぼ同様の傾向を示しており、同時期に 40.7%の減少を示している(総務省「事業所・企業統計、総務省・経済産業省「経済センサス」)。

また甲府市中心市街地の空き店舗率は、平成 21 年には 16.62%、平成 25 年には 18.15%と若干上昇したが、平成 26 年には 15.43%と再び減少している(「平成 26 年度甲府市空き店舗調査」)。中小企業庁「平成 24 年度商店街実態調査」によれば、全国の空き店舗率は 14.62%となっており、甲府市は空き店舗率がやや高い状況である。

(3) 山梨県の財政バランス

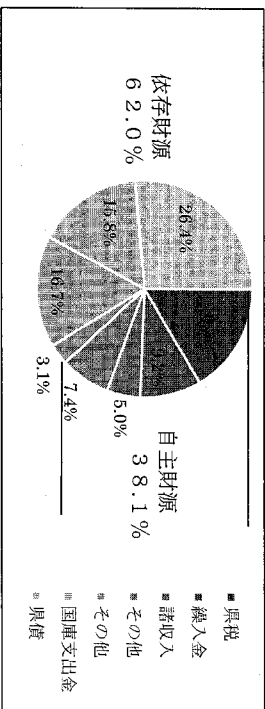
山梨県の平成25年度一般会計歳入決算の内訳をみると、歳入総額約5,018億円のうち自主財源は38.1%にあたる約1,913億円である。自主財源の一つである県税（県民税、事業税、地方消費税等）は、歳入全体の16.5%である。同様に平成26年度の一般会計歳入約4,853億円に占める自主財源は41.2%、県税は17.6%となっている。

総務省の「地方財政白書」によれば、地方税の歳入構成比の47都道府県平均（東京都含む）は28.8%であり、それに対して山梨県は16.3%である。また地方税の人口1人当たり額は、47都道府県平均（東京都含む）で109,483円であるのに対し、山梨県は94,519円である。山梨県は自主財源および県税、地方税の比率が全国平均より低く、今後、企業数の減少や高齢人口比率の上昇、人口減少が一層進むと、さらに県税等の歳入額が減少することが危惧される。

日本中のほとんどの自治体で人口減少や高齢化に直面し、企業数や事業所数の減少という状況が生じている。山梨県も例外ではなく、今後有効な対策を講じなければ消滅可能性のある自治体も生じかねないと危惧される。人口減少を食い止めるには、自然増を期待することは困難であり、他地域からの人口流入による社会増を促進することが必要である。企業についても、事業所単位の開業率、廃業率は全国より低く、域内の企業活動の新陳代謝がやや不活発であり、事業所および企業数の減少が予測される。

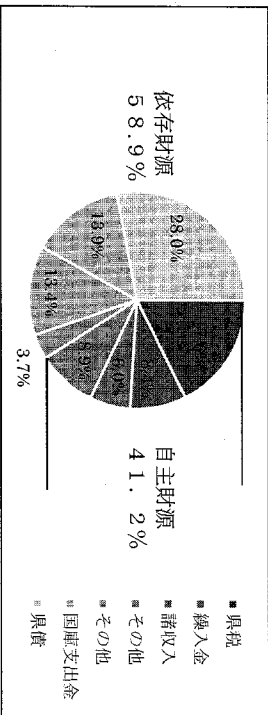
人口が増加したとしても高齢人口比率の上昇は不可避であり、このままでは税収が減る一方、社会保障費は増大し、県の財政状況は悪化する。このような状況を改善するためには、県税等の歳入額を増やすことが必須であり、税収を増やすための政策、特に有効な産業政策を講じることが不可欠となる。それと同時に、県外から来て山梨県で創業する人を誘致するなどして、県内産業の活性化と人口の社会増を同時に実現するような方向性で施策を講じるべきである。

図表1-2(3) ① 山梨県平成25年度一般会計歳入決算の内訳



(出典：山梨県一般会計および特別会計歳入歳出決算について(平成25年度))

図表1-2(3) ② 山梨県平成26年度一般会計歳入決算の内訳



(出典：山梨県一般会計および特別会計歳入歳出決算について(平成26年度))

図表 1-2 (3) ③ 都道府県別の一般財源の状況
第24表 一般財源の人口1人当たり額

| 都道府県 | 区 分 | 地方交付税 | | 一般財源 | | | |
|------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------|--------|
| | | 人口1人
当たり額 | 人口1人
当たり額 | 人口1人
当たり額 | 人口1人
当たり額 | | |
| A | 該当なし | 116,749 | 42.6 | 8,890 | 3.2 | 142,436 | 52.0 |
| | | 101,905 | 52.2 | 6,980 | 3.5 | 133,250 | 63.1 |
| | | 94,685 | 37.9 | 26,735 | 10.7 | 135,616 | 54.3 |
| | | 87,514 | 41.0 | 25,949 | 12.1 | 127,741 | 59.9 |
| | | 101,621 | 33.6 | 32,037 | 10.6 | 150,719 | 49.9 |
| | | 100,840 | 40.8 | 19,727 | 8.0 | 136,005 | 55.1 |
| | | 102,696 | 35.6 | 40,985 | 14.2 | 159,993 | 55.4 |
| | | 100,493 | 35.2 | 40,322 | 12.7 | 179,561 | 50.6 |
| | | 87,233 | 28.3 | 54,704 | 15.3 | 159,841 | 45.3 |
| | | 103,823 | 28.4 | 64,405 | 17.5 | 157,853 | 51.2 |
| B | B1 | 95,798 | 26.5 | 65,513 | 18.1 | 184,449 | 50.5 |
| | | 92,800 | 30.3 | 64,930 | 18.1 | 178,189 | 49.3 |
| | | 102,212 | 28.5 | 73,019 | 21.2 | 174,522 | 57.0 |
| | | 89,283 | 25.4 | 67,262 | 20.3 | 191,930 | 53.3 |
| | | 95,362 | 22.5 | 79,789 | 19.3 | 171,578 | 49.4 |
| | | 98,314 | 13.9 | 112,433 | 23.0 | 191,729 | 53.3 |
| | | 94,892 | 26.3 | 63,132 | 17.5 | 227,108 | 52.9 |
| | | 91,499 | 25.3 | 81,065 | 22.5 | 189,490 | 52.5 |
| | | 88,363 | 24.9 | 86,998 | 24.5 | 191,991 | 54.0 |
| | | 88,748 | 23.4 | 101,279 | 26.7 | 207,382 | 54.7 |
| C | C1 | 99,447 | 20.8 | 113,599 | 23.7 | 230,961 | 48.2 |
| | | 96,339 | 9.9 | 133,076 | 13.7 | 247,118 | 25.4 |
| | | 96,462 | 23.0 | 111,897 | 26.7 | 225,280 | 53.8 |
| | | 98,671 | 20.0 | 120,346 | 24.4 | 237,207 | 48.1 |
| | | 93,216 | 18.7 | 104,643 | 21.0 | 215,168 | 43.2 |
| | | 91,385 | 19.6 | 120,816 | 26.0 | 239,473 | 49.3 |
| | | 891,499 | 18.4 | 118,568 | 24.4 | 225,327 | 46.4 |
| | | 74,323 | 22.2 | 105,314 | 31.5 | 194,183 | 58.1 |
| | | 81,897 | 19.1 | 117,536 | 27.5 | 216,360 | 50.6 |
| | | 82,270 | 19.9 | 124,633 | 29.4 | 229,822 | 52.3 |
| D | D1 | 94,519 | 16.3 | 151,793 | 26.5 | 265,334 | 45.7 |
| | | 107,270 | 18.9 | 181,607 | 28.5 | 289,260 | 50.6 |
| | | 73,064 | 16.7 | 118,667 | 27.1 | 297,710 | 47.4 |
| | | 78,943 | 16.2 | 144,869 | 29.0 | 321,232 | 49.6 |
| | | 79,464 | 15.3 | 127,289 | 31.0 | 270,102 | 50.5 |
| | | 82,264 | 16.4 | 169,169 | 32.8 | 269,989 | 52.1 |
| | | 83,755 | 9.6 | 205,696 | 23.6 | 307,889 | 35.2 |
| | | 85,155 | 17.3 | 136,279 | 27.7 | 239,613 | 48.6 |
| | | 76,413 | 13.2 | 161,616 | 27.9 | 254,522 | 44.0 |
| | | 72,443 | 13.9 | 162,056 | 31.0 | 251,430 | 46.1 |
| E | E1 | 71,047 | 14.0 | 159,056 | 33.4 | 246,986 | 51.3 |
| | | 67,579 | 14.0 | 133,316 | 30.2 | 226,986 | 48.9 |
| | | 88,790 | 13.9 | 132,491 | 30.2 | 259,456 | 48.9 |
| | | 63,522 | 13.8 | 184,310 | 31.2 | 277,806 | 47.0 |
| | | 77,282 | 12.9 | 235,120 | 39.1 | 330,642 | 55.0 |
| | | 72,982 | 11.6 | 231,082 | 37.9 | 319,358 | 52.4 |
| | | 78,480 | 10.4 | 258,786 | 34.4 | 356,428 | 47.4 |
| | | 72,753 | 13.2 | 177,802 | 32.3 | 287,348 | 48.5 |
| | | 254,401 | 63.6 | — | — | 277,883 | 69.5 |
| | | (171,138) | (54.0) | — | — | (194,621) | (61.5) |
| F | 東京圏を含む
東京圏を含まず | 109,483 | 28.8 | 48,696 | 18.3 | 195,419 | 51.4 |
| | | 92,880 | 24.6 | 76,789 | 20.3 | 185,271 | 49.2 |

(出典：総務省「地方財政白書」平成27年)

(4) 山梨県の施策展開

① チャレンジ山梨行動計画

チャレンジ山梨行動計画は、人口減少社会の到来や地球温暖化の進行、ICT活用社会の構築、社会・経済のグローバル化、安全・安心に対する意識の高まり、新たな高速交通時代の到来、分権型社会への転換、知識基盤社会の到来と科学技術の振興、財政再建と公共サービス改革の進展といった時代の潮流と山梨県の課題に基づき、山梨県の強みを活かし・高め、弱みを克服・打開し、「暮らしやすさ日本一の県づくり」を基本理念とする政策構想である。

平成28年度から平成26年度までの第二期チャレンジ山梨行動計画では、前述の基本理念を具体化する7つの基本目標（1「元気産業創出」チャレンジ、2「環境先進地域」チャレンジ、3「ウェルカム、おもてなし」チャレンジ、4「交いの国」チャレンジ、5「生涯あんしん地域」チャレンジ、6「未来を拓く人づくり」チャレンジ、7「改革先行」チャレンジ）を掲げ、それぞれのチャレンジにおいて対象となる政策と「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けて取り組む数値目標が示されている。

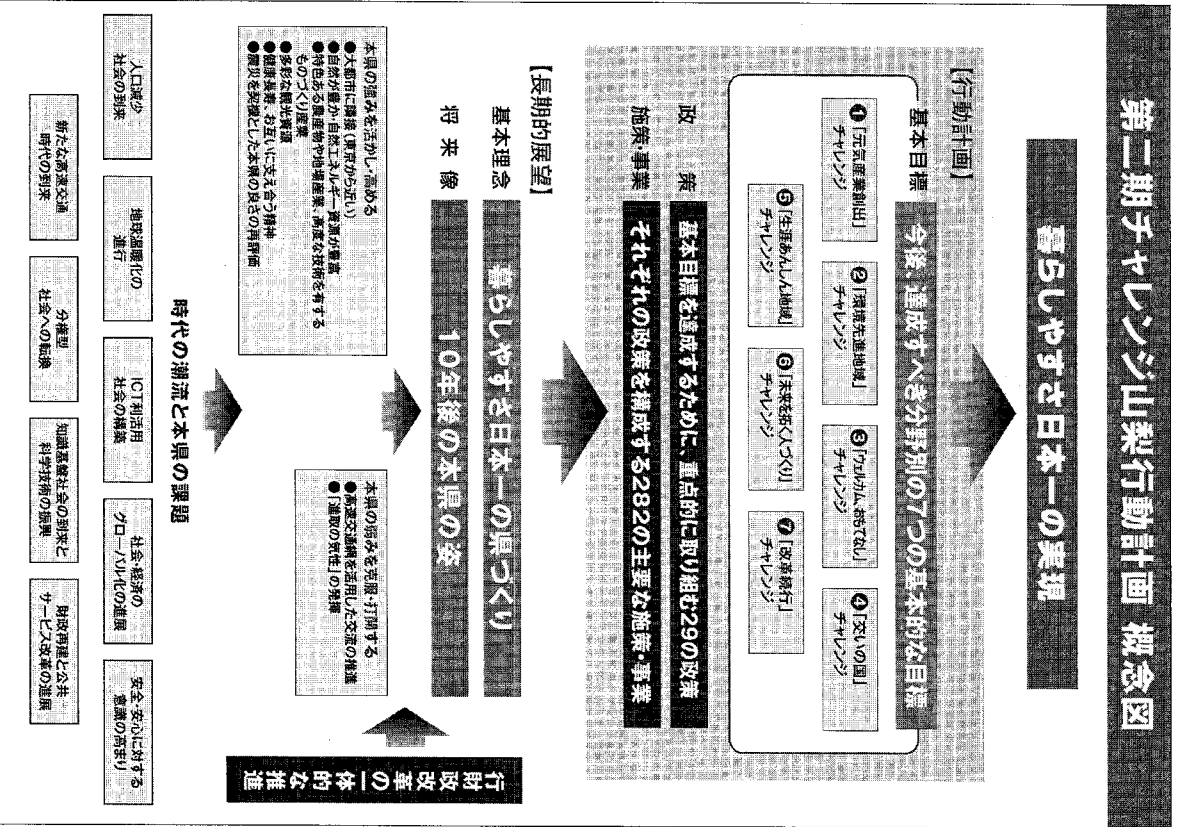
例えば「元気産業創出」チャレンジでは、「成長分野への参入と新産業の集積」政策における数値目標として、「成長分野に取り組み中小企業への支援件数」が数値目標となっている。

第二期チャレンジ山梨行動計画は、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」や、それに基づいて経済産業省が平成22年6月に発表した「産業構造ビジョン2010」との関連が見て取れる。

具体的には、「新成長戦略」においては「Iグリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大國戦略」、「IIライフ・イノベーションによる健康大國戦略」、「IIIアジア経済戦略」、「IV観光立国・地域活性化戦略」、「V科学・技術・情報通信立国戦略」、「VI雇用・人材戦略」が柱となり、特に地域においては「地域資源の活用による地方都市の再生」や「農林水産分野の成長産業化」、さらに高齢者や若者、女性の就労促進を通じて「出番」と「居場所」のある国を實現するという政策が掲げられている。第二期チャレンジ山梨行動計画においても先端的エネルギー産業の育成や観光振興、人材活用が盛り込まれており、「新成長戦略」のコンセプトを取り込んでいる。

「産業構造ビジョン2010」においても、各地域の強みや特色を生かした地域経済発展モデルが示されており、「地域産業集積高度化モデル」や「観光交流発展化モデル」が該当すると考えられる。

図表 1-2 (4) ① 第二期チャレンジ山梨行動計画 概念図



なお、成長分野については世界的な市場動向やイノベーションの変化をベースに、県内事業者や有識者、検討委員会での議論をふまえて、山梨県の地域特性や産業のポテンシャル、技術シーズに基づき成長性を評価し、今後成長が期待される5つの産業分野および産業分野ごとの11の産業領域を絞り込み、これらの産業の成長を実現するような事業者の経営革新を促進するという趣旨の山梨県産業振興ビジョンを平成23年3月に策定している。

5つの産業分野は、国内外の人々との多様な交流が生み出す産業分野、「やまなし」の地域資源を活用し、地域経済の好循環を生み出す産業分野、地域振興や地域福祉など地域課題の解決につながる商品・サービスを提供する産業分野、日本のものづくりを支える競争力の高い技術・技能を生かす産業分野、健康、保健・保養、介護など新たな需要が見込める産業分野である。

また、11の産業領域は、インバウンド観光、地域ブランド産業とこれを活用したニューツーリズム（地域ブランドツーリズム）、6次産業化を目指すやまなしモデル農業、森（川上）、里（川中）、街（川下）をつなぐ「森林・林業、木材産業」、ソーシャルビジネス（地域振興型および子育て支援型）、クリーンエネルギー関連産業、スマートデバイスや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業、生産機器システム産業、医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業、ウエルネス・ツーリズム、安全・安心な食品産業である。

山梨県産業振興ビジョンは、安倍内閣が平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」を実現するための地域ごとの成長戦略に関連している。関東経済産業局が取りまとめた「関東地方産業競争力強化戦略」によれば、関東地方における戦略産業として①ヘルスケア産業、②先端ものづくり産業、③環境・エネルギー関連産業、④クリエイティブ産業、⑤農林水産・食品産業、⑥観光産業が挙げられている。さらにこうした成長産業の育成にあたっては、都府県を越えた戦略的産業集積（クラスター）ネットワークの形成やそれらを支える基盤の強化、成長産業支援にかかると自治体の連携が基本となっており、地域資源の活用においては海外市場展開を見据えた農商工連携等6次産業化や海外誘客プロモーション、地域資源の担い手となる人材確保・育成が掲げられている。平成26年度山梨県の産業政策の基本となる山梨県産業振興ビジョンは、このような国レベルの産業振興政策を参考に構築されているといえる。